

七飯町における総合事業に係るQ&A

	サービス種別	質問内容	回答	備考
1	共通	運営規定を変更する場合は重要事項説明書の変更も必要となるか。	運営規定に規定したものを重要事項説明書に載せることとなります。	
2	共通	運営規定の変更に伴い、利用者へ改めて重要事項説明書の説明同意が必要となるが、利用者への説明同意は文書で説明し、署名捺印をもらうことを想定しているか。	七飯町としては、重要事項説明書の内容が変更になったことを利用者へ文書で説明し、同意を得たことを支援経過記録に記録することとします。	【様式】 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書の内容変更について
3	居宅	指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受けた場合、地域包括支援センターからの委託で担当していた利用者と改めて契約書を取り交わす必要があるか。	指定介護予防支援事業所としては新たに担当することになるため、契約を取り交わす必要があります。契約締結後は「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を介護保険係に提出してください。	
4	居宅	指定介護予防支援については、市町村ごとに指定を受ける必要があるか。	七飯町において指定介護予防支援を行う場合は、七飯町の指定を受ける必要があります。	介護保険法第115条の22(指定介護予防支援事業者の指定)
5	居宅	指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受けた場合、要介護から要支援になった利用者について、指定介護予防支援事業所として改めて契約が必要か。	指定介護予防新事業所としては新たに担当することになるため、契約書を取り交わす必要があります。	
6	居宅	地域包括支援センターから委託を受けて担当している利用者について、事業所が指定介護予防支援の指定を受けて担当する場合、ケアマネジメントの一連のプロセスが必要であるか。	居宅サービス計画を変更する際には、原則としてケアプラン作成にあたっての一連の業務を行う必要がありますが、ケアプランの「軽微な変更」を行う場合には、その必要はないものとされています。これについては厚生労働省から見解が示されているため、そちらをご確認して下さい。ご質問の内容が単なる事業所の変更なのであれば軽微な変更にあたる可能性があると考えられますが、あくまでも軽微な変更として扱うかどうかは本人の状態に変化があるのかないのかを基本に考えていただくこととなります。	令和3年3月31日付「居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて」(介護保険最新情報 vol.959)
7	居宅	指定居宅介護支援事業所が指定を受け、指定介護予防支援事業所として担当した場合に介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを行き来する利用者のケアプランを軽微な変更として処理して良いか。	上記をご確認ください。	
8	居宅	介護予防ケアプランは2年や3年の期間のもので作成して差支えないか。	七飯町では介護予防ケアプランの計画期間を1年をお願いしているところです。	
9	居宅	要支援1・2については3分の1カウントで居宅介護支援費の逓減性の影響を受けると理解しているが、事業対象者については居宅介護支援費の逓減制に含まれるか。	事業対象者については居宅介護支援費の逓減性の影響を受けるものではありませんが、七飯町としては適切なケアマネジメントを実施していただく観点から事業対象者についても要支援1・2の方と同じく3分の1カウントで考えていただいています。	

10	訪問介護	訪問介護サービスについて、総合事業訪問介護サービスと総合事業生活援助サービスを併用することは可能か。	総合事業訪問介護サービスと総合事業生活援助サービスについて、ともに1回当たりの単価を採用することにより、サービスを組み合わせて利用することができることとされています。七飯町では総合事業訪問介護サービスと総合事業生活援助サービスを上限単位数を超えない範囲で組み合わせて利用する場合に1回単価を用いることとしています。なお、総合事業生活援助サービスに関しては1回単価のみの設定となっていることにご注意ください。	
11	訪問介護	総合事業訪問介護サービスには月額報酬単価のほか、1回単価が設定されているが、どのような利用方法を想定しているのか。	総合事業においては、多様なサービスの利用を促進していることから、月額包括報酬以外に1回単価を設定しています。利用者の状態に応じて総合事業訪問介護サービスと総合事業生活援助サービスを組み合わせて利用する場合や短期集中的にサービスを利用したい場合、毎週の利用は必要ないが、隔週で利用が望ましい場合などに1回単価を利用することが想定されています。	
12	訪問介護	総合事業訪問介護サービスは月額包括報酬のほか、1回単価も設定されているが、月額包括報酬ではなく、1回単価のみで算定することは可能か。	総合事業訪問介護サービスの1回単価については、総合事業訪問介護サービスと総合事業生活援助サービスを組み合わせて利用する場合や短期集中的に訪問介護が必要になった場合、隔週での利用が望ましい場合等を想定しています。あくまでも1回単価の利用は、本人の意向を踏まえつつ適切な介護予防ケアマネジメントを通して、介護予防に効果的と認められた場合にのみ認められるものとなります。	
13	訪問介護	総合事業生活援助サービスのみを利用する場合は月額報酬になるのか。	総合事業生活援助サービスの利用については1回単価で算定してください。	
14	訪問介護	総合事業訪問介護サービスを月額包括報酬にて利用していたが、急な休みによって、月額回数減った場合には、月の途中で1回単価に変更して良いか。	貴見も含め、利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病などで利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても月額包括報酬の性格上、月の途中での支給区分の変更は行わないこととします。適切なアセスメントによって今までよりもサービス量の増減が必要であれば、ケアプランを変更し、翌月から適用してください。	
15	訪問介護 通所介護	総合事業訪問介護サービスと通所介護に1回単価があるが、誤って月の上限単位数を超えて利用してしまった場合は、利用者へ自費で請求することが可能か。	総合事業訪問介護サービスであれば月額上限単位数におさまる回数までの単位数で請求、通所介護であれば上限回数までの回数で請求することとなります。	
16	通所介護	総合事業通所介護サービスにおいて、事業対象者は週2回の月額報酬サービスを利用できると解釈してよろしいか。	貴見の通りです。	
17	通所介護	総合事業通所介護サービスにおいて、事業対象者は週2回利用でき、要支援1の方は週1回利用だが、この違いはどういったものであるか。	事業対象者については要支援1相当の事業対象者、要支援2相当の事業対象者がおり、どちらも含んでいるものとご理解ください。	
18	通所介護	総合事業通所介護サービスには月額包括報酬のほか、1回単価が設定されているが、1回単価を利用する場合とは、どのような場合を想定しているのか。	総合事業通所介護サービスの単位は月額包括報酬のほか、1回あたりの単位も設定しています。1回単価については「生活援助などの日常生活上の支援」を提供する事業所と「運動や機能訓練に特化した支援」を提供する事業所を併用する場合や一時的に短期集中的にサービスが必要になった場合、隔週での利用が必要な場合等を想定しています。あくまでも1回単価の利用は、本人の意向を踏まえつつ適切な介護予防ケアマネジメントを通して、介護予防に効果的と認められた場合にのみ認められるものとなります。	
19	通所介護	1回単価を用いて総合事業通所介護サービスを利用した場合、上限回数を超過してしまった際に月額包括報酬に切り替えても良いか。	例えば要支援1で月に4回の利用を見込んでいたが、5週目があったことで月に5回利用してしまった場合等を想定していると思われませんが、単に計画していた回数よりもサービスの回数が増えたことで1回単価から月額包括報酬に置き換えることはできません。万が一、月の上限回数を超過して利用してしまった場合には月の上限回数分で算定してもらうこととなります。	

20	通所介護 訪問介護	1回単価が設定されたことにより、利用者本人の希望に基づいて複数事業所の利用も可能であるか。	ご本人の状態に合わせたきめ細かなサービス利用を図るため、複数事業者の利用も可能としたところです。総合事業通所介護サービスであれば、要支援2の方で週2回のレクリエーションを主体とする事業所を利用されている方が、下肢筋力の低下が認められるようになってきたため、週2回デイサービスのうち1回をリハビリ特化型の事業所の利用に切り替える場合等を想定しています。いずれにしても、複数事業所の利用は、本人の意向を踏まえつつ適切な介護予防ケアマネジメントを通して、複数事業所の利用が介護予防に効果的と認められた場合にのみ、複数事業所の利用が認められるものであり、単にご本人及びご家族の意向や、サービス提供事業所の判断により決定されるものではありません。	
----	--------------	---	--	--